

議案第76号

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成20年6月2日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例（昭和46年川崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第9節 れいんぼう川崎（第22条の8～第22条の15）」

を

「第9節 れいんぼう川崎（第22条の8～第22条の15）」

第10節 陽光ホーム（第22条の16～第22条の23）」

に改める。

第3条第2項に次の1号を加える。

(10) 陽光ホーム

第2章第9節の次に次の1節を加える。

第10節 陽光ホーム

(業務)

第22条の16 陽光ホームは、次の業務を行う。

- (1) 法第5条第10項に規定する共同生活介護に関すること。
- (2) 法第5条第16項に規定する共同生活援助に関すること。
- (3) 相談支援に関すること。
- (4) 障害者に対し、一時的な共同生活において主として夜間における入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜の供与及び相談その他の日常生活上の援助をすること。
- (5) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

(指定管理者)

第22条の17 市長は、法人であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に陽光ホームの管理を行わせる。

- (1) 陽光ホームの管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、陽光ホームの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った陽光ホームの管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第22条の18 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、陽光ホームの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第22条の19 指定管理者は、陽光ホームの管理のために必要な業務を行わなければならない。

(利用者)

第22条の20 陽光ホームを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第19条第1項に規定する支給決定（第22条の16第1号及び第2号に掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者
- (2) 計画作成対象障害者等
- (3) その他指定管理者が陽光ホームの利用を認めた者

(利用料金)

第22条の21 陽光ホームにおいて指定障害福祉サービス又は指定相談支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。

- (1) 法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額
- (2) 法第32条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額
- (3) 食事の提供及び居住に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額

3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第22条の22 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用の制限)

第22条の23 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、陽光ホームの利用を拒むことができる。

- (1) 利用者が定員に達したとき。
- (2) 利用料金を滞納したとき。
- (3) 管理上特に支障があると認めるとき。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定、第3条第2項に1号を加える改正規定及び第2章第9節の次に1節を加える改正規定（第22条の17第2項及び第3項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

陽光ホームを新設するため、この条例を制定するものである。